

## 我が古代社會に於ける甕棺葬

鏡山, 猛

<https://doi.org/10.15017/2340934>

---

出版情報 : 史淵. 21, pp.83-123, 1939-08-15. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 我が古代社會に於ける甕棺葬

鏡  
山  
猛

## 一、前書

## 二、甕棺葬の特性

(イ) 甕棺の群集性

(ロ) 甕棺の封禁性

## 三、甕棺副葬品の意義

(イ) 副葬品目録

(ロ) 祭器と殉器

(ハ) 鏡劍玉の社會性

(ニ) 舶載物としての殉器

(ホ) 結説

## 一、前書

原始民族に於ける屍體の處理に際しては、種々の葬祭儀禮を伴つて埋葬が行はれる。考古學的殘存遺

我が古代社會に於ける甕棺葬

物は、それ等の祭儀について多くを語り残さない。腐朽せずして現存する棺槨副葬品の一部が、原始人の死者に對して如何なる觀念を持つたかを考察する際の直接的な物的資料である。それ等の遺物の種類や在り方に就いて觀察された所を、現在の未開土民の習俗に参照すれば、猶屢々理解を助ける場合があり得る。

屍體容器には木、石、磚陶、土器等の材料が使用されてゐるが、吾々はこゝに我が上代に行はれた土器を容器とした原始葬法である甕棺葬について觀察を限ることとする。甕棺葬は我が古墳文化の曙期を劃する特殊の葬法であり、種々の問題を提供するのであるが、こゝには原始社會に於てそれ等の有する意味について、問題の一二を拾つて點描を試みやう。我が上代人が死者に對して持つた觀念、或は又その葬法を通じて現はれる社會的な特徴についての考察を試みやうと思ふ。

## 一、甕棺葬の特性

### (イ) 甕棺の群集性

肥筑の平野を中心に、北九州に最も濃厚な分布を見せてゐる甕棺は、所謂彌生式土器と呼ばれる原始素焼の甕形容器を利用してゐる。最も多くの場合口の廣い甕を二個、口縁部を合して内に屍體を容れてゐる爲め、「合せ口甕」「合せ甕」棺の名を以て呼ばれてゐる。然し稀には上の甕が小形にして蓋の形式をなすものもあり、又單一の甕に石蓋、木蓋（木蓋の場合は腐朽して跡を止めぬ）を使用した場合も



ある。

その年代に就いては、こゝには我が國の原始文化發達史上最も外來要素の遺物濃厚にして、外來文化受容の顯著な金石併用期に屬する事を云ふに止めやう。

今甕棺の分布周邊を觀察すれば、北は對馬島を限り、南は肥後に至る迄は多數見受けられるが、一方豊後に及んで、推定地二ヶ所が報ぜられてゐるに過ぎない。即ちその幹流は、九州の西半を南してゐる事となる。豊前も僅かの例があるが猶海峽を渡つて本州四國方面に迄餘波は及んでゐる。然しそれ等は僅かで稀例に屬し、棺も小形の彌生式卍が用ひられ、或は又時代の降つた祝部土器、土師器、埴輪の焼成に類するもので、形式時代共二次的な傳播相に屬するものと見て差支ない。本土の甕棺は、北九州方面からの葬法傳播の餘燼と見られ、原地に於ては普遍化した一般風習であつたけれども、彼の地に於ては、限られた特殊葬法に過ぎなかつたことを物語る。而も東方でそれ等の甕棺が出現した頃には北九州方面ではその迹を絶つた時期でもあつた。

次に以上の如き分布を持つた甕棺葬の行はれた中心地帯は一言にして云へば筑紫平野であり、肥前唐津地方より糸島早良地方へかけての各平野、那珂川、筑後川の流域に最も濃密な分布を見る。この地域に於ては、甕棺は常に多數群衆して發見されるを特徴とする。彌生式土器散布によつて示される古代聚落の趾に、殆んど伴つて、甕棺群衆が發見される有様である。多數の甕棺が密集して群衆する状態は、上代に於ける一般民衆の墳墓としての普遍性を示すものであり、後の所謂高塚式古墳に見る如き、限られ



た一部上級社會人の兆墓でない事を物語るものである。貴重な容器と考へられる多數の副葬品を藏する當時の成勢者も、何一つ副葬品を持たぬ大部分の一介の民庶も、その墳墓形式に就いては何等の差別が認められない簡素な素焼土器を使用したものである。生れて間もない稚兒の屍體も、大人の屍體と同様に習慣に従つて、素焼の合せ甕に收め埋られたのであつた。(註一)

かゝる古代社會一般人の墳墓形式となつた點で、肥筑の平野は我が古代墓制史上の一の特色を持つた地域であつた。

我が甕棺に於けるが如く、二個の甕の口を合せたもの、或は地中に於てそれ等が斜位を以て埋められるもの等は、朝鮮滿洲方面に於て發見例が報せられており、それ等に我が國の甕棺の源流が求められるとは云へ、それも彼の地に於ける普遍的な一般葬法ではなかつた。特殊偶發的な葬法であるが故に従來二層強く注目を惹いたのである。然るに一方、北九州に於て彌生式遺蹟を歩いて甕棺の吾々の眼に觸れる數は實に莫大な數量に上るであらう。その住居の遺蹟の各々には、ほとんど甕棺が伴ふと云つても過言でない程、この葬法は一般化したものゝ如くである。彌生式土器の散布が當時の一般住居地を示すものとすれば、その居住地に伴ふ墓地が甕棺によつて具現されてゐるのである。こゝに居住地即ち聚落と墓地との地域的關係が先づ問題とされる。

その關係に二つの型の存在が求められる。その一つ型は甕棺群が古代聚落遺蹟の間に交つて小區分されつゝ散在するものである。筑前筑紫郡春日村須玖岡本の例の如きそれである。(註二) この事實は家と墓地と

が密接な關係に置かれ、所謂家族墓地の性質を帯びたものである。第二には、家族の範圍を離れて更に廣い社會範圍に及ぶもので、部落共同墓地とも呼ばれる性質のものである。貨泉の發見を以て有名な筑前糸島郡小富士村御床の彌生式土器遺蹟では、壘形土器が多數散布してゐる。然しそれ等の土器は屍體の容器ではなく、日用の生活用具としての容器であつた事は、出土状態から見て明かな事である。この聚落の墓地と思はれる壘形群の埋没地は、小川を隔てた北方地區である。(註三)この遺蹟は一帶の

砂丘で、居住地と墓地とは以前も恐らく川を以て隔てられてゐたであらうと想像される。更に同様の關係を明示する史前遺蹟が、昨春來吾々の手によつて調査された。福岡市比惠の高地一帯がそれである。(註四)

那珂川と石堂川(比惠川)との下流に挟まれた沖積臺地で、畑地一帯に散布する彌生式土器の富豊さは、古代に於ける大聚落の存在を想像するに充分である。かゝる廣範圍の地域調査は、まだ充分完成してゐないけれども、先年來道路新設による採土工事中現れた堅穴の斷面や、吾々の手によつて發掘された堅穴群は、明瞭に古代の住宅形式を千載の今日に示したものであり、それ等の數個の堅穴住家及び附屬の建物(倉庫其他)らしく思はれるもの幾つかを取圍んで、方形に周隍が廻らされてゐる。これは周隍の大きさ内部に含まれた堅穴の數から見て、家の範圍を示すものであらうと推定される。かゝる周隍を伴つた堅穴群が、臺地一帯に連續してゐる状態を實見する事が出来る。現在の調査範圍は比惠區中で宇小林、古賀のうち約三町歩の範圍に過ぎないが、他の周圍の土地に於ても新設道路が縦横に掘開されてゐる所に、遺蹟の大勢を視ふ事は不可能でない。而して小字古賀の東端に近く壘形地帯がある他には、



一つの甕棺も發見せられないのである。甕棺埋没地帯は、地形的に最も高燥の地である。けれども其處は獨立する小丘ではなく、自然に周圍に向つてなだらかに傾斜する地勢にある頂點に位置してゐるに過ぎない。この墓地の西に接して、周隍が現はれてゐるが、隍内には一も甕棺が見受けられない點は、隍の性質を示すものとして興味深い。而して、甕棺地帯には一も周隍が現れないのである。この地帯にかつて掘り出されて破棄された甕棺の數は數十に上り、まだ埋没して發掘されずにゐるものも多數ある見込みである。ここに聚落地帯の東に偏在する高地一帯が、彼等大聚落の共同墓地として擇ばれた事が示されてゐる。

同様な知見は、かつて筑紫郡那珂村雜餉隈驛附近で得られた。(註五)今渡邊鐵工場の敷地となつてゐる地域

で、地下げ工事中多數の堅穴住居趾が露現したのであるが、その北方に隍の跡らしい腐殖土層が現れ、更にその北方に土採りの工事が近接すると、堅穴が無くなり甕棺や、原始墳墓型式の土壙が現れたりした。後もこの方面に地均しは擴張されたが、隍より北部は墳墓關係の遺物が現れるのみであつた。當時吾々は住居地と墓地とを劃する堀の存在を確認したのであるが、今にして思へば、それ等が比惠の遺蹟に於て明にされたが如きは周隍の一部ではなかつたかとの疑問を懷かざるを得ないのである。南方に於ける隍の範圍は、當時かゝる知識がなかつたゝめに見逃してゐるが、少くとも住居範圍の地下げ面積から見て、北方の墓地は家族墓の型式といふよりも、寧ろ部落共同墓地と見た方が妥當のやうである。

墓地が住居地と接近して營まれた場合、或は糸島郡御床の例の如く自然の河川を利用し、或は人工の



堀によつて隔てられたものと思はれる。これ等の遺蹟に於ては、地形的に墓地と居住地の高低の差が著しくない。自然其處に自然物人工物の利用によつて隔離が施されてゐたものであらう。

次に猶一群の棺壘地帯は、居住地より多少離れた小丘に獨立する場合がある。例は前に舉げた筑前須

(註六)

玖附近にある字磐石の壘棺遺蹟である。此處は須玖岡本部落の東にあたる丘陵で、先年土取工事中多數の壘棺が現れたが、附近には堅穴や住居趾を示す遺物は一つも發見されなかつた。即ち此處は純然たる共同墓地であつて、丘陵性の瘠地である爲に、住居に適せず、墓地として使はれたと見える。その壘棺被葬者が、前述の須玖岡本の聚落居住者であつたか否か明瞭でないが、獨立の小丘に居住地と離れた墓地在營まれてゐた事は疑ひない事實である。かゝる壘棺群集地帯は、筑紫平野の山寄りの丘陵に、多くの遺蹟を見出すことは決して困難な事ではない。

右の如き、墓地が住居地に接した平地より、離れた高地に移る過程は、年代的に順序づけられるであらうかが問題となる。遺蹟自身の編年が明かにし得ない今日、之を速斷する事は困難ではあるが、前後の事情から推測して一應考へて見る事も無駄ではないと思ふ。即ち壘棺葬に先行する原始葬法と、後續する他の埋葬法との比較對照する事が、この場合に採られる手段である。實行形式として考へられるものは所謂石器時代の葬法で、土器系統から云へば縄文系の文化相に見られる葬法である。當時の埋葬法の全部が必ずしも明瞭であるとは云へない迄も、貝塚遺蹟、其他被覆土質の性質上遺骸を今日に迄止め得て發掘調査された數も相當に上り、一般的傾向を覗ふに不足はない。それ等のうちには單獨に個體人

骨が発見される場合もあるが多くは群集して発見される人骨が共同墓地の性質を暗示してゐる。例へば備中淺口郡津雲貝塚や、河内南河内郡國府の石器時代遺蹟の如き、明に墓地に群集した人骨が報ぜられてゐる。殊に津雲貝塚の如きは、人骨は互に接近し或る程度の序列さへも認められる。これ等相接して而も相互にほとんど犯されざる状態にある事實から考へると、往時墓標——それは小さい土盛りであつたか、木標であつたか明でないが——の如きものが存在したか、或は墓地が森林中に營まれた場合、立樹の状態によつて目標が出来たかも知れない。然し猶重葬によつて既往埋葬の屍體が破棄された例もないではないから、(註七)それ等の墓標は必ずしも永久的な堅牢のもので無かつたと思はれる。墓標の樹立は、甕棺の場合に於ても想像されてゐる。擬これ等の石器時代の原始墳墓に於ては、身體裝飾品を除く他は何等の副葬品を伴はず、特別の容器もなく、人骨のみが出土するのである。かゝる墳墓も、貝塚の性質が示す様に住居趾に近接して設けられ、地形的な高低の差別も問題とされない。かゝる位置に於て、甕棺葬の一部が全く同様の關係を示すものである事は、既に述べた所を参照すれば明であらう。

次に甕棺と併行して存在し、後世迄も傳統を持ち續けた葬法に整調されぬ板石を方形に組合せた箱式石棺(一名阿波式)がある。或る遺蹟では、この組合式石棺が、多數の甕棺に混つて存在する例もあるが、石棺は決して群集して発見される事は無い。又甕棺と伴はない石棺に於ても、前者の如く多數群集状態で発見される例は無い。即ち石棺はこの點に於ては、甕棺に比し限られた特殊の葬法であること云はねばならぬ。古式の箱式棺は北九州の海岸地方に於ては、獨立の小丘上に屢々見出される事が注意され



るが、その丘は平地に高立する丘陵性の高地の頂、或は一の峯の頭に位置する事が普通である。今左にその例をあぐれば、

福岡市姪濱町五島山 (註八)

同市西新町皿山

同市西公園荒津山

粕屋郡志免村大字龜山龜山神社境内 (註九)

同郡大川村丸隈丸山 (註十)

かゝる獨立の小丘は、丘陵自身が限られた墓域の偉容を示す故に、自然利用の one の方法と考へられる。箱式棺はそのまゝ、高塚式古墳時代に迄踏襲されてゐるが、壯大な封土が人工によつて盛り上げられるに至る迄に、かゝる自然高地の利用が發生してゐる事を認める事が出来る。箱式棺の如き簡單な内部構造と、高大な墳壟の外形を持つ墳墓は、古式の古墳とされてゐる。かくして箱式棺も平地より丘陵上高地に移る推移が、年代的に順序づけられる。

先史石器時代と原始時代初期の墳墓地の立地が右の如き沿革をたどつてゐる所よりして、壘棺も亦その變移の系列に沿つて視められる事が許されるであらう。然しそれは斷る迄もなく比較年代に關する限り云へる事で、之を以て壘棺の新古を決定する唯一の標準と解するものではない。

註一 昭和八年筑後三潞郡三潞村塚崎より小形合口壘棺二個を九州考古學會の手で發掘した。そのうち一口には幼



兒の遺骨が残り、九州帝國大學醫學部解剖學教室平光吾一教授の鑑定を煩はし、約十ヶ月の初生兒である教示を受けた。壘及人骨は共に現九州帝國大學法文學部に藏する。

註二 京都帝國大學文學部考古學研究報告第十一冊筑前須玖史前遺跡の研究で島田貞彦氏はB地點について壘棺地域には住居の形跡なく、その壘棺埋没の範圍についても限界がある事を指摘されてゐる。

註三 昭和十三年秋同地の松林を桑畑に開墾中多數壘棺が掘り出された。そのうち數個は今も小富士村々役場に保存されてゐる。

註四 遺蹟は博多驛裏約一畝の地點で、福岡市東部地區整理組合によつて近年新設の道路が縱横に開通され、低地方面への道路に要する土がこの地點より運ばれつゝある。吾々は昭和十三年五月より工事の進捗と相伴つて、出土物及び狀態を視察し、又工事とは別に發掘を試み堅穴群の幾つかを明にする事が出來た。調査報告は別の機會に譲る。

註五 昭和六年以來渡邊鐵工場敷地均しの際、多數の彌生式土器が現れ、それ等の土器は大部分九州帝大法文學部に搬入することが出來た。同地の遺蹟の一斑及び同所發見の原始墳墓石蓋土壘については、考古學雜誌第二十一卷第九號に掲げられた中山平次郎博士の「雜箇隈驛附近に發見せる石蓋土壘と無蓋土壘」なる論文を参照され度い。

註六 昭和十二年前記渡邊鐵工場敷地擴張の際同地の丘陵の土が掘られて、埋立てに使用された。内より細形銅劍一口が出土した事は後に述べる通りである。

註七 京都帝國大學文學部考古學研究報告第三冊、「備中國淺口郡津雲貝塚調査報告、肥後國宇土郡蘇貝塚發掘報告」に於ける津雲貝塚の實見例。

註八 福岡縣史蹟名勝天然記念物調査報告第一輯所載「箱式組合石棺」のうち「五頭山の石棺」

註九 考古學雜誌第二十卷第五號中山平次郎氏「考古二件」のうち第一に龜山神社境内の露出小古墳として寫眞を載せた報文がある。

註十 丸山は中世の山城跡であり、その北方の枝峰頂上に石棺の一部が露出してゐる。

以上墓域と住居地との關係から壘棺の一般的な墳墓である事を見、且つその立地の變遷を前後の葬法によつて考へて來たのであるが、次に壘棺が屍體に對して持つ牢固感封禁性を考へ、包藏屍體の姿勢について一瞥を試みやう。

石器時代の屍體は多くの場合屈葬と呼ばれる特異な姿勢を採つてゐる事が先づ注意されてゐる。即ち

下肢は股と膝から折り曲げ、手も腕を折つて掌を胸に置く蹲踞の姿勢をなしてゐる。更に河内國國府の

石器時代遺蹟では、石を胸或は腹に抱かした状態に發見された事例である。かゝる身體の屈折、抱石

葬等は死者の再起を懼れた行爲である事は屢々諸先學によつて論ぜられた處である。(註二)屍體を恐怖する觀

念は原始民族に限らず、現代人に於ても或程度通有性を有する情である。これが爲、現在の原始民族の

間に於て、種々屍體に對する變形作爲が加へられ、その再起を防ぐ法が講ぜられてゐる。身體の屈折も

右の如き動機から來たものと解される。オーストラリヤの中部に住むピクトリヤ族の間では一般の死者

は膝を胸の前に屈しアカシヤの樹皮で作つた繩で縛られ袋に入れられて埋葬される。(註三)同様の習俗がペー

リング海峡附近のエスキモーの間にも見受けられる。彼等は屍體に對する嫌惡の情強く、死後直ちに床

に蹲踞の姿勢をこらしめ、強い繩で縛るのである。即ち膝頭を胸につけ、かゞみを尻に付け、頭は膝頭

の線まで屈伏され、手は膝の周りに廻される。かくして縛り上げられた屍體は、部屋天井に開けられ

てゐる煙出しの穴から運び出される。(註四)かゝる恐怖觀念より出發する蹲踞の姿勢は、身體のみの屈折に止

らず、之を繩等で緊縛する行爲によつて強化されるものである。更に又之を蓆袋等で包藏する事によつ



て、更に禁固の感を増すものである。我が石器時代の屈肢風習は、如何なる程度の束縛を受けたか明でないが、縛繩を想像せしめる程度の姿勢は認められる。

猶抱石の風習の例を求むれば、クキースランドのハーバー河畔の土人等は屍體の胸腹等に孔を穿つて石を積み込み、その上に普通その脚を折つてしまふ。(註五) 我が國の抱石葬が身體の一切を開柝して置いたものか否か明でないが何れにせよ死者の再起を防ぐ手段として用ひられたものには相異ない。

金石併用期の甕棺は二つの甕の口を合して屍體を容れた、所謂合せ甕式のものが最も多く、二棺合すれば五六尺に及ぶものが普通である。従つて、成年の屍體も所謂伸展の姿勢で臥する事が出来る。甕棺

内の人骨残存例は極めて稀ではあるが、明に伸展葬を以て收められた例が報告されてゐる。(註六) 然し乍ら屈

葬も亦甕棺葬に於て行はれた事が否定出来ない。筆者の管見では僅か一例であるが筑前國朝倉郡太刀洗

村小隈の甕棺遺蹟の調査に於て合口甕棺より或人骨一體分の殘骸を採集し得た。(註七) 上甕の深さ一尺一寸下

甕は二尺五寸に過ぎず、合して三尺六寸の容量である。然るに甕内の人骨は男性成人と思はれ、而も現

代日本人の長大級の身長に推定される。従つて、少くとも下肢の屈折が行はれなくては收め切れぬので

ある。この合甕に於ては上甕は中腹部から打ち欠かれたものが用ひられてゐたのであるが、猶かゝる蓋

狀の浅い土器を用ひた例も少くない。甕の破損品を利用したのでなく、元來蓋として製作された笠形の

土器を上にかぶせた物もある。又單甕の場合もさうであるが、かゝる場合に於ては甕は大抵三尺前後の

深さとなり、被葬者が成人である場合では、伸展の姿勢では收めきれぬ事は明である。こゝに身體の屈



折を考慮されねばならぬが、それが石器時代の屈葬と同様の習俗に出發するものであるか否か問題である。彼の單甕の石蓋の如き、合せ甕上の巨石被覆の如き、やはり屍體恐怖の觀念より生じたものであるかも知れぬ。元來甕棺葬の古式地帯と考へられる北部に於ては、伸展葬を原則とし單甕は二次的な變形であり、それには二つの物を一つの物で充足するといふ經濟的な理由によつて、身體の屈折が必要となる理由が考へられる。此處では材料より加へられる身體的制限であり、それ以上の身體緊縛も必然的なものと考へ難い。然し單甕が甕棺葬の文化周邊たる南方に多く屈葬の事例も南方にある所から考へれば、(註八)舊來の屈葬の風習が、屈姿容甕の發生を助長したものと考へる事が許されるであらう。

箱式棺以降の年代に於ては、各種の葬法に於ても伸展姿勢が一般の事例となり、屍體に屈曲は加へられないが、甕棺はこの點からも石器時代の葬法より高塚式古墳時代に至る過渡形式を呈してゐるといへやう。

屍體を甕に容れる事は、一面から見ればそれ自體死者を保護する事となる。石器時代の墳墓遺蹟に於ては人骨のみが残り、何等の容器も止めないのが通例であるが、木棺等の使用は其際行はれてゐても、腐朽して跡を止めないとも考へられる。然し木箱の棺は板を削る道具や、釘の無い石器時代に、極めて困難な工作であつた事は想像に難くない。木棺の原始形式は、刳り抜き式のものとも考へられるが、石器を以てかゝる葬具を製作する事も容易でなく、結局有合せの板石を組んで石棺を作るのが、最も手軽に出来る方法であつたのではあるまいか。石器時代の墓地に容器を伴はぬ場合、席程度のものに包まれた

と考へる事は可能性が多いけれども、木棺の如きは未だ普及して使用されたものは思へない。かゝる容器の發達せざる時期に於ては、屍體忌避の觀念は直接身體の變形強制が加へられる必要が生ずる。壘棺葬に於て初めて屍體の容器を見出し、之は一面に於て屍體を永久に禁封する感を強化し、不安心な土葬よりも、屍體に關する恐怖を和げる方便となる。従つて従前行はれてゐた身體の屈折、抱石葬等の必要が感じなくなる。

又一面から觀察すれば壘に屍體を容れることは屍體を鄭重に取扱ふ方法とも考へられる。従つてこの場合身體に無理な作爲を加へる事は好ましくなく、伸展の自由な姿勢を保たせる事が自ら必要となつて來るであらう。死者に對する親愛と恐怖は同時に存在し得るもので、重葬の觀念が、愛情から來るか恐怖から來るかといふ議論も一方的には決定し難い問題であるが、合せ壘の伸展葬は、石器時代の屈葬、抱石葬よりも親愛の情を増し、恐怖の情を減じた傾向は認められるであらう。一般に木棺、土棺、石棺と棺の材料が強牢のものとなり、或は槨室構造が進歩するに伴つて屍體保全の目的は達せられ、屍體は全く安臥の姿勢に置かれる。

註一 京都帝國大學文學部考古學研究報告第四冊「河内國國府石器時代遺蹟第二回發掘報告河内國府石器時代人骨調査」。

註二 註一の報告書に於ける濱田耕作氏の論考に詳に論じられてゐる。人類學雜誌第三十五卷第一號所載長谷川言人博士論文「石器時代の尊葬に就いて」及び考古學雜誌第十五卷第五號所載「尊葬の起源に就いて」には異つた方面からの觀察が物されてゐる。



註三 E. Bendann : Death Custom 引用 Howitt : Native Tribes of South-East Australia. p. 464.

註四 E. W. Nelson : The Eskimo about Bering strait. Spencer and Gillen : Native Tribes of Central Australia. p. 503.

註五 268/1 76

註六 藝文第十四年第八號所載樞原末治氏「筑前朝倉郡平塚發見の壘棺」最近筆者の實査した處では筑後浮羽郡船越村秋成では約五度の傾斜を持つた上壘に頭部があり下壘に大腿骨があり伸展仰臥位の位置に明に存在してゐた。

註七 昭和十三年採土工事中數個の壘棺と一個の粗製組合式石棺が同一層位に現れてゐた。人骨はその一の壘の内外に散亂したものを採集したものである。人骨の鑑定には九大醫學部平光教授を煩はしたものである。

註八 昭和三年肥後國飽託那健軍村神水發見の數個の壘棺に於ては人骨は屈葬の状態をとつてゐたといふ。これは上壘が蓋の形式をとつたものといふ。(京都帝大考古學研究報告第十一冊註記)

## 二、壘棺副葬品の意義

以上壘棺葬の一般的な性質の一二に就いて考へて來たのであるが、この葬法に於て初めて見られる現象として、屍體と共に葬られた遺物を見出す事が出来るのである。吾々は以下にこれ等の遺物を殉器或は副葬品なる名稱を以て呼ぼう。前にも述べた如く、我が石器時代の墳墓に於ては身體裝飾品の外に、特記すべき副葬品を見出し得ないのである。然し壘棺に於ては假令その例は極めて稀であるにせよ、一部のものには、多數の副葬品が壘の内外に見出されるのである。後の高塚式古墳時代に至れば、例外なく豊富な遺物が見出されるに對照して考へる時、永劫の世界に死者に伴はせて生前の所有物を墓坑に收

める意味は必ずしも同一ではない。その間には種々の殉器に對する品目の變化、及び副葬行爲の意味の變遷等が問題となるが、その上限をなす甕棺に於て如何なる物が、如何なる意味に於て、甕棺内の死者に伴つて葬られたかが次の問題となる。以下に更に項を分つて記述を試みやう。

(イ) 副葬品目錄

本項に於ては、既往發見の甕棺關係殉器の種類と員數との目錄を掲げ、考察の根本的な資料を得やうと思ふ。この目錄製作に關しては京都帝國大學文學部考古學研究報告第十一冊筑前須玖史前遺蹟の研究及び日本青銅器時代地名表に聚成されてゐるけれども(註一)猶追補すべき發見例もあり、補充すべき例は發見或は典據の文獻を掲げて簡單に説明を加へやう。

(1) 筑前糸島郡福吉村吉井 銅劍一口、異形鐵器

大正初年鐵道工事中多數甕棺が出て、そのうちの棺甕の一つは東京帝室博物館に藏されてゐるが、後中山平次郎博士の調査により、遺蹟から細形銅劍と銅の柄を附した異形鐵器が甕棺中より發見された由を明にされた。但し現物は散逸して實見する事を得ない。

(2) 筑前糸島郡怡土村三雲南小路

鏡三十五面、銅劍二口、銅鉾二口、勾玉一個、管玉、璧多數

この發見は古く文政五年に遡り、當時筑前の國學者青柳種信の筆録によつて發見狀態と品目が克明に残され、遺物の圖録拓本迄添へられてゐる。「柳園古記畧考」に收められた「筑前國怡土郡三雲村古器



圖考」なる記録がそれである。甕は口徑二尺深さ三尺許りの同形のもの二つを合せ、胴に帶を周したものであつた。甕の上には銅劍二口あり、一口は銚を上にして樹てられてゐた事を特記してゐる。甕の内には大小三十五面の漢式鏡、銅銚二口、勾玉、璧等が記されてゐる。玉は鍊物製らしいと記し、多數あつたが、碎けて完全な形のは勾玉、管玉各々一個であつた。鏡の間には璧を重ねてあつたといふから、鏡面と同敷に近い璧があつた事となる。以上遺物のうち、漢鏡一面と、銅劍一口は現在も福岡市聖福寺に所藏されてゐるが、他は凡て散逸して見るを得ない。猶發見場所は彌生式遺蹟であり、今に土器、石器を採取出来る。鏡のうちには、所謂秦鏡の系統を引くもの多く我國としては最も古式の舶載鏡として注目さるべきものとされてゐる。

(3) 筑前糸島郡怡土村井原遺溝

鏡數十面、刀劍、巴形銅器、異形鐵器

前記三雲の遺蹟に隣接する地點から、天明年中一農夫の鋏にかゝつて、壺の中より古漢式鏡數十面鏝の板の如き鐵片、刀劍類、巴形銅器等が見出された由を、同じ古器畧考の内に收めた前記三雲村古器圖考に種信が筆録してゐる。彼は單に一個の壺の中よりと記すのみで、果して壺が甕棺であるか多少の疑問もあるが、中より赤水出づとあるは他の甕棺に屢々見受けられる如く、赤丹を包藏してゐた爲と思はれ、發見遺物も他の原始古式墳墓に異らないから、こゝに甕棺として擧げて置く。但しその副葬品中鏡は文様の明示されたものは方格規矩鏡の同一様式に限られ、巴形銅器等は高塚式古墳の初期に見受けられるものであり、甕棺としては比較的時代の降つたものと見られる。

(4) 筑前筑紫郡那珂村板付 銅銚三口、銅劍三口

中山博士の調査によれば、もと二畝内外の圓墳封土狀の土盛りから、大正五年地下げ以來數個の合せ甕が掘り出され、それ等のうちより狭鋒の銅銚三口細形銅銚三口を得たといふ。伴存状態は不明。

(5) 筑前筑紫郡春日村須玖岡本

甕棺の豊富に發見される那珂川流域中でも、最も多數の遺物を誇るのでこの遺蹟である。狭い範圍の畑地から夥しい甕棺が發見され、出土遺物は多少地點を區別する事が出来る。

(其一) 明治三十二年、同地所有者吉村源次郎氏が大石撤去以來、學界の視聽を集めた遺蹟である。石は一枚の扁平な巨石を伏せ、側に一個の立石を持つ特殊の石築構造であり、その下に合せ口の甕棺あり、甕棺の内外より多數の副葬品が檢出された。それも數回に亘る採集であり、破片となつて失はれた部分も少くないから實數を知る事は困難であるが、凡そ左の如き品目が數へられる。

鏡——京都帝大助教授梅原末治氏の推定復原によると、破片によつて考へられる鏡の數は二十一面となり、他に完形品二面ある。何れも前漢式の船載鏡とされてゐる。

銅劍銅銚——甕の内外より發見された青銅利器は狭鋒銅銚五口クリス形銅劍一口、狭鋒(異形)銅劍一口、狭鋒銅劍殘欠三口

璧殘欠二個 玻璃(硝子)製

勾玉一個 玻璃製



管玉十二個 鹿角製

(其二) 大正六年頃桑畑開墾中合口甕棺四十以上と銅劍一口、鑑鏡二面とが出た。伴存状態は明でないが、劍と鏡とは別の甕より出たといふ。

(其三) 昭和四年京都帝國大學考古學教室發掘調査にあたり、細形銅劍一口が合せ甕のはゞ中央より發見された。この種副葬品の原位置を學術的發掘によつて確認し得た唯一の例といふべきであらう。

又同地域より以前漢式鏡一面、玻璃製小玉多數發見されてをり、それ等も各々異つた甕中より採取せられたといふ。

(6) 筑紫郡春日村須玖盤石 銅劍一口

前記岡本部落の東に近い遺蹟であり、その丘陵性の甕棺墓地である事は既に説明した所である。採土工事中多數の甕棺が現れたが、ほとんど副葬品は見受けられなかつたと云ふ。たゞ一口の細形銅劍が出たが、前記京都帝大發掘品に酷似するものである。(筆者實見)

(7) 筑前筑紫郡一門市町峯 銅劍一口、鏡一面

中山博士探訪の「鉾の記」なる記録によつて明にされたものである。安政年中一農夫によつて、合口甕棺内より鏡一面と細形銅劍一口を取り出したと記し、現品は太宰府天滿宮に奉納した由を記せるも、現在は所在不明。

(8) 筑前粕屋郡席内村鹿部 銅劍二口

我が古代社會に於ける甕棺葬

明治三十一年皇石神社境内の合口甕棺中より細形銅劍一口とクリス形銅劍一口が出た。前者は東京帝國大學理學部人類學教室所藏、後者は皇石神社に現存する。

(9) 筑前飯塚市立岩 貝輪、鐵劍一

昭和八年飯塚市立グラウンド開設に際してその敷地から多數の甕棺現はれ、貝輪が人骨と伴つて發見された二例が、中山博士によつて調査された。猶第三例に於ては貝輪と共に一口の銅劍形鐵劍が檢出された。貝輪は何れも腕にはめたまゝの位置で發見された。詳細は左記の報文に譲る。

福岡縣史蹟名勝天然記念物調査報告第九輯所載「飯塚市立岩運動場發見の甕棺内遺物」

(10) 筑前朝倉郡夜須村峯 鐵劍一口、鏡一面

同地の低い丘陵性の甕棺地帯が大正十五年發掘され、合口甕棺内より漢式鏡（内行花文清白鏡）一面と、甕の上にクリス型鐵劍一口が發見された。

(11) 筑前朝倉郡三輪村栗田 銅銚一口

小學校敷地甕棺地帯のうち一個の合口甕棺内より狹鋒銅銚一口發見された。坂本眞鈴氏調査

(12) 筑前朝倉郡福田村栗山 貝輪二十二個、鐵劍一口

甕棺群集地帯の遺蹟で、そのうち一個の石蓋を有する甕から、二十二個の貝輪が二連になつて見出された。腕輪に使用されてゐた状態が覗はれる。猶同所よりクリス形銅劍一口檢出されてゐるが、中山博士に従へば、甕棺の遺物と云はれる。



(13) 筑後久留米市櫛原町石丸 管玉十九個

昭和二年島田貞彦氏等によつて調査された甕棺のうち、上甕は既に取り除かれ下甕のみ残るものの口邊外部に、管玉（碧玉製）十九個が採集せられた。甕棺内より流れ出したものと認められる。

(14) 筑後山門郡東山村 鏡一面

永澤讓次氏の報告によれば、小墳丘の上に巨石あり、一の甕棺露出し、甕内に近時の粗末な木箱があり、その内より漢鏡（四神鏡の類か）の縁部破片を取出されたといふ。一度掘り出されたものを、再び木箱に收めてゐたものらしいが、遺蹟の現狀と共に遺物の残片は注目に値する。

人類學雜誌第四十六卷第七號所載、永澤讓次氏「北九州二三地方甕棺の遺蹟並に出土人骨及び銅鏡」参照。

(15) 肥前三養基郡田代村由比安永田 銅劍一口、鐵劍二口

大正二年耕地整理の際に、多數甕棺現はれ、そのうちよりクリス形銅劍一口と、別に鐵劍二口が発見されてゐる。現品は東京帝室博物館所藏

(16) 肥前三養基郡東脊振村辛上 銅劍一口

松尾禎作氏の聞書によれば、同所の甕棺内より腐朽の甚だしき銅劍を見出したが、破棄されたといふ。松尾氏著「東肥前の先史遺蹟」参照、猶同書によれば、神埼郡三田川村吉野ケ里の甕棺より貝輪破片二個が採取されたといふ。

(17) 肥前松浦郡久里村柏崎 銅劍一口、銅鉾二口、勾玉二個

明治末年採土中甕棺内より觸角形柄付細形銅劍一口、狹鋒銅鉾一口、勾玉二個を得たといふ。銅劍は現在東京帝室博物館に所藏す。

松浦叢書

(18) 肥前東松浦郡鏡村字木汲田 銅劍二口、銅鉾二口

昭和五年耕地整理中汲田貝塚の南方三十間許りの地點より、銅鉾一口を掘り出し、又これに接して銅劍一口を得、更にその下方に上甕を失つた甕棺があり、内に銅鉾及び銅劍各々一口が包藏され、猶後に勾玉二個管玉二十個を採集し得た。現品は字木村産業組合所藏、松浦史料第一輯所收、龍溪顯亮「金石併用期に於ける唐津地方の遺蹟并に遺物」参照

(19) 肥前東松浦郡北波多村徳須恵 銅鉾一口

昭和十三年徳須恵川改修中の發見で、吉村茂三郎氏等の調査によれば、十餘枚の平石が甕棺遺蹟に並べられ、その一枚を撤去した所、その下部に甕棺が埋り、これ等の石は棺と關連を持つ特殊構造と認められたといふ。後同地の砂土取崩しの泥土中に、銅鉾破片を見出し、接合して一本の狹鋒の銅鉾となつた。松浦史料第一輯所收前記報文参照

(20) 肥前東松浦郡鬼塚村千々賀 銅劍一口、銅鉾一口

昭和八年、縣道新設の際甲申山と呼ばれる丘陵より甕棺現れ、クリス形銅劍及び狹鋒銅鉾各々一口を



出せりと、松浦史料第一輯参照

(21) 肥前東松浦郡久里村徳武 銅劍一口

北九州鐵道新線敷設當時、多數の甕棺が掘り出されたが、そのうちより細形銅劍一口を採集したといふ。松尾禎作氏「東肥前の先史遺蹟」参照

(22) 肥前南高來郡三倉村景化園跡 銅銚二口、勾玉一個、管玉十五個、布片

石蓋甕内より、玉類及び布を得、甕棺外に狹鋒銅銚二口並存したといふ。布片は甕底に膠着したものを摘刺し、檢鏡の結果平織の麻布である事が明にされた。管玉は碧玉製品で、勾玉は硬玉製、その形状は原始的な不整形を呈する。

考古學雜誌第二十一卷第八號所載、島田貞彦氏「甕棺内新出の玉類及び布片に就いて」参照

(23) 壹岐郡石田村石田勇頭 勾玉一個

昭和十二年頃棺甕内より扁平の不整の勾玉一個を同地居住の林氏所有せらるるといふ。壹岐在住山口麻太郎氏の教示、未實査。

以上二十三ヶ所の遺蹟から發見された品目を列叙したが、一覽に便する爲左に表記して見やう。

副葬品中最も多く見られるものは、銅劍銅銚の類である。中には鐵製の刀劍の例も二三見受けられるが、それ等は形状から全く銅劍の形を寫したものであり、所謂高塚式古墳時代の直刀や槍先で無い事を注意せねばならぬ。又劍及び銚の名稱は、袋穗及び莖の何れかによつて差別せられるものに過ぎず、使

甕棺副葬品數量表

番號	遺跡名	鏡	劍(鉞)	玉	其他
1	筑前、糸島、吉井		1		異形鐵器
2	三雲	35	4	勾玉 1 管玉 多數	璧
3	井原	數十	鐵刀劍		巴形銅器 異形鐵片
4	筑紫、板付		6		
5	須玖 1 須玖 2 須玖 3	23以上 2 1	10 1 1	勾玉 1 管玉 12 小玉 多數	璧
6	磐石		1		
7	峯	1	1		
8	粕屋、鹿部		2		
9	飯塚、立岩		1		貝輪
10	朝倉、峯	1	1		
11	栗田		1		
12	葉山		1		貝輪 22
13	筑後、久留米、橋原			管玉 19	
14	山門、東山	1			
15	肥前、三養基、由比		3		
16	幸上		1		
17	東松浦、柏崎		3	勾玉 2	
18	宇木		4		
19	德須惠		1		
20	千々賀		2		
21	徳武		1		
22	南高木、景化園跡		2	勾玉 1 管玉 15	布片
23	壹岐、石田			勾玉 1	

用法が全然異つた事を示すもので無い。袋穗を持つ鉞が如何程の長さの柄を付けられてゐたか明でない



が、後世の槍の如く長いものではなかつたと思ふ。筑前三雲の例では、甕棺内に銅鉾が收められてゐるから、その長さの制限も自ら知られるであらう。

銅鉾に次いで多いものは玉である。玉には勾玉、管玉、小玉等が注意されてゐる。材料も玻璃、硬玉、碧玉、鹿角等種々である。この種の装身具は形が小さい爲め偶然の發掘の場合散逸する懼があるから、實際はもつとあるのかも知れぬ。

次に鏡は遺蹟數他の二器程多くはないが、一遺蹟に多數存在する所に特色がある。何れも漢式鏡と呼ばれる傳來品である。

以上劍、玉、鏡の三種を除けば他の副葬品は極めて稀である。即ち巴形銅器、貝輪、璧、異形鐵器、布片等少數に過ぎない。こゝに甕棺遺物は鏡、劍、玉の三器に重點が存するといふことが出来るであらう。

註一 京都帝大考古學研究報告第十一冊及び青銅器地名表所載の分は各遺蹟の原典文辭引用は專し、補足の分のみ参考文献を追記する。

### (口) 甕棺殉器と祭器

甕棺に伴つて發見される副葬品は鏡、劍、玉の三種に重點が存する事を前項に於て眺めて來た。この三器は各々獨立して夫々一種の呪力を持ち、色々の邪魔避去の効力を古代社會に於て表してゐる。然し三器の取り合せの形式に於ては、我が上代の説話傳説に於て、神人を迎へる儀禮の器具として利用され

る事が先づ注意せられる。

三日本書記仲哀天皇八年正月壬午の條に、天皇筑紫に幸し給ひし時、崗縣主の祖能鰐は五百枝の賢木を船の舳に立て、上枝に白銅鏡を、中枝に十握の劔を、下枝には八尺瓊を掛けて参迎した事が記されてゐる。筑紫の伊視縣主の祖五十迹手は天皇出でますと聞き、五百枝の賢木を船の舳に立て、上枝には八尺瓊を、中枝には白銅鏡を、下枝に十握劔を掛けて、穴門の引島に参り迎へて之を獻ると。而してその奉獻する理由を説明して、天皇八尺瓊の勾れる如く曲妙に御宇<sup>ミコノト</sup>せ、又白銅鏡の如く分明に山川海原をみそなはせ、乃ちこの十握の劔を掲げて天下を平げ給へと奏すといふ。五十迹手の奉獻した三器の使用途の説明は、必ずしも一般の三器を神人に奉呈する由來を起源に遡つて説明するものでなく、かゝる一般的風習が普遍化した後、原義が忘れられた時代に、附會的な解釋がとられたものごしか受けとれぬ。それは、單に天皇の奉迎に際してのみかゝる行事がとり行はれてゐたのではない事によつても明であらう。同じ書紀の天照大神岩戸隠れの條に、大神を誘ひ奉る時、天香山の五百箇眞坂樹を根こじにして上枝には八尺瓊の五百箇御統(玉)を、中枝には八尺瓊を、下枝には青和幣白和幣を掛け祈禱した由を記してゐる。此處では下枝に和幣がかけられ、劔と置き代へられてゐるが、或は天細女命が俳優された時の持物が矛である所から、祭祀使用器物の重複を避けて作られ説話の形であるかも知れぬ。然し、ごもかく天照大神を岩戸より誘出し申す神業にも、三器の使用は欠がされてゐない。而してこれ等の記述の間には古代の我が社會で、墓前に於て或は死者に對してとり行はれた祭祀的な儀禮行爲の反映も認め



られるであらう。即ち岩戸が石室古墳の觀念の背景によつて描き出されたと考へれば、死靈再起の祈禱儀禮として三器が、前例の如き形式によつて、墓前にさゝげられたのは當時の一般的な習俗であつたかとも考へられる。

次に播磨風土記を繙くと、大帯日子命（景行天皇）印南の別嬢を誂ツツひ給ひし時、御佩刀の八咫の劔の上結上結に八咫の勾玉、下結に麻布都鏡を繫けられたといふ記事に相遇する。これは單に三器を緒によつて繼ぎ合せ佩用された例で、こゝには賢木（榊）等にとりつける事は見られない。

右何れの場合にせよ、鏡、劔、玉が神人の意を誘引するに靈妙の力ありとせられる事に例外はない。以上の如き我が上代社會の祭器と同性質のものが、我が甕棺の副葬品である點に、興味が惹かれる。

然らばそれ等の殉器が祭祀的な意味を持つものとすれば、前に述べた如く、被葬者に對して取り行はれた儀禮として、三器が死者に献示されたものとも一應考へられる。然し乍ら三器の副葬が何れの場合にも揃つて行はれてゐるといふ譯でなく、寧ろ揃つたものゝ發見が稀であることにより否定的な解答が得られる。三器の伴出状態が一定せず、數に於ても三器各々不揃であり、又玉の如きは直接佩用せしめた形跡があり、それ等は何れも宗教儀禮に使用せられた物を後で副葬したといふ痕跡を認める事が困難である。三器が祭器と同じく、死者を喜ばしめるといふ根本觀念によつて副葬される事は否定出来ないにしても、死者に對する祭祀行事に使用されたものを屍體と共に收めたと考へる事は許されない様である。然らば三器が死者を喜ばしめるといふ動機は、如何なる處より來たものであらうか。そこには財寶

的な意味が認められてよいであらう。即ちそれ等が他に比すべきものゝない貴重品であるといふ至寶的な意味を持つものではないであらうか。それを献呈するのが神を喜ばしめ、人を誘引し、死者を慰める所以ではなかつたであらうか。然らば三器が如何にして我が古代社會に於て至寶たる位置を得るに至つたであらうか。それには甕棺の時代に於ける外來文化の傳播吸收に關連して考察せられねばならぬが、この方面は後の概括的な説明に譲つて、吾々は先づ鏡、劍、玉の三器の副葬品としての意義と個別的に觀察しやうと思ふ。それは甕棺の時代に於ては、括まつた形で祭祀用具と考へられぬ爲である。三器が各々個々の意味を持ち、同時に又其の間に通有性が認められるならば、分析と綜合の結果によつて、より精密に副葬品の意味を把握する事が出来やうと思ふ。

### (ハ) 鏡、劍、玉の社會性

今以下に玉、劍、鏡の順序に従つて、それが如何なる理由によつて屍體に副へて葬られるかを考へて見やう。

### 玉

玉類は遊動的な身體裝飾品として、古來人類の愛用品とされてゐる。我が國の石器時代人の裝飾品として動物の牙が首飾として使用された證跡があり、牙は動物の狂胃性を表象するのであり、之によつて敵人の恐怖を起し、同志の好意を得る吸引誘懼といふ裝身具の根本的な要求を満足せしめる最初の段階にあるものといへやう。この動物の牙に表象される力が、呪物化されて除魔の具ともなるであらう。



男女兩性に共通して佩用せられる場合、かゝる除魔避邪の意味が強くなる事が認められる。我が勾玉の形が動物の牙の形より進化したものといふ事は、諸先學の説明する所である。甕棺の時代には、未だ後の曲妙な域に達しない不整形のものがあつた事を既に指摘したが、又筑前須玖の例の如く所謂丁字頭の勾玉の刻紋は、動物の齒根の皺曲に起源を求めらるゝ事が出来るといはれてゐる。今日の形態發生論的な立場からは、最も首肯される説明といはねばならぬ。裝飾品の美的原則である律的變化と、對照表象から見て、首飾りは勾玉のみ多數懸垂せられることなく、小玉管玉等と復合して併用せられたものである。玉は必ずしも首にのみ懸けられることは限られぬ。手玉足玉等の如き四肢の裝飾もあるが、最も人目につき易い首の下に垂播されるものに最大の注意を拂つてゐる。

扱玉が單なる身體の裝飾に止らず、呪物化される事例は廣く世界の民俗に見受けられる所で、我が國の古史傳説にも亦記述せられてゐるが、甕棺葬に於ける玉類が單なる裝身具として佩用されたか、或は呪物として副葬されたか問題である。死者の送葬にあつて盛裝をなさしめる事は、宗教的特種意味を伴はずして、人の外出する時になす行爲と差別を認められぬ事とも解せられる。かゝる意味に解すれば、玉類は狹義の副葬品といふ概念から除外せられねばならぬ。それ等は甕棺内から見出される貝輪の類と同じく、死者の生前に於ても身邊を飾つたものである。貝輪の如きは、甕棺に於ては何れも腕に着用した状態に於て發見され、非遊動性の裝身具に過ぎないのである。従つて、死者に對して特に殉葬される器物と見做す事は出来ない。生前に於ては、それ等の玉類なり貝類なりは、その貴重な材料からして

或は階級を示す用具として、呪物化されてゐたかも知れぬ。然しそれは死後に於て新しい意味を獲得することは考へられぬ。玉類を佩用した状態で發掘される人骨は、石器時代より實例が存する。甕棺内の玉類も身體の何處に附加されたか明でないにしても、その數量は一個人を裝飾して餘りあるものとは考へ難い。即ち死者に對する特殊な呪的意味のみを凡ての場合に附與するには躊躇を感じる。この考へは我が古墳時代の前後を通じて普遍的に發見せられるものが、玉類である事によつても裏書きされる。即ち玉は我が古い石器時代より新しい横穴墳の時代に迄被葬者の身邊を飾つた裝具として各時代に見受けられる所で、それが永い時期を通じて死者に對する呪的意味を持ち續け得たか疑問である。そのうちには死者の永遠の旅路に美裝をなさしむる近親者の心づかひの現れとしてより多くの意義を見出されはしないだらうか。

甕棺に納められた屍體に玉類が裝はれる事實は、前後の時代の墓制に於ても見受けられる現象であるが、たゞ此處に注目せらるべき事は甕棺出土の勾玉が、石器時代のそれに比して形が整調され來りつゝある點と、その材料が玻璃（硝子）或は硬玉である事である。玻璃は裝玉として光輝を尊ぶ根本的要求を充足する性質を持つてゐるが、石器時代の我が民衆の手に玻璃を製する事は出來なかつたと考へねばならぬ。少くとも、硝子玉の製法は、之を大陸の方面に求めねばならぬ。彼の壁の如き玻璃製品は、壁自身に於て明かな漢土の製品にして、而も漢代に比定せらるべき年代的な徵證を持つてゐる。勾玉の如き、支那本土に於ては未だ見出されない形狀であるから、何處で製作された品であるか不明であるにせ



よ、その製玉技法は傳來のものこそざるを得ない。更に硬玉に至つては本邦近隣にその原生産地を見ず、求められる範圍では貴州雲南地方の支那奥地に見出される所である。従つて製玉が何處でなされたか問題であるにしても、原石は之を又大陸に求めなければならぬ事となる。右の如き玉の新しい材料が外來物である點は、特にこの時代の佩玉の性質を規定するものと云はねばならぬ。

玉に伴つて璧について一言すれば、元來漢土に於ける佩用裝身具であつたが、吾が國では僅か出土遺蹟二例のみであるが、やはり服飾品としてよりも、宗教的なものこそ考へられたものではあるまいか。それは鏡の間に挟まれて多數の璧が存在してゐた例や、服制が彼地と異つた様相を呈した事を考へても了解されやう。樂浪發見例には背部に位置して發見されたものがある。呪的意味を持つものであらう。

### 劍 (利器)

甕棺に副葬せられる劍は、青銅利器たる銅劍銅鉞を中心とする點に特徴を持つものである。それ等の劍鉞は甕棺の内部に屍體と共に容れられる場合と、甕外に置かれる二つの場合がある。甕外に置かれる點は、他の甕棺副葬品と異つた性質のものであり、注目に値する。猶甕棺以外でもほぼ同時代で同地域に存する箱式棺上にも發見された實例がある。(註二)

劍が如何なる意味を以て副葬されるか、確實に副葬状態の原状を示すものは、昭和四年京都帝大の調査發掘品である。これは兩甕のほど中央部に位置し、頭を上甕の方向に收めたことすれば、(勿論人骨は残つてゐない故單なる推測であるが)それが丁度左腰の邊に當つてゐる爲に、恰も佩用しつゝ葬られた

状態が想像せられると云ふ。若し劍を佩かしたまふ葬つたとすれば、彼の玉類と同様に盛裝の意味にも解せられるのであるが、凡ての利器がこの意味のみによつて解釋し切れないであらう。即ち甕棺内にも二口以上の劍鋒があり、甕外にも屢々直立横臥されてゐる事實は、何と解されるであらうか。こゝに邪氣を除く威力が附加されてゐる事を想起すれば、最も副葬状態を了解するに適切のやうに思はれる。この場合避邪の意味に二つの方向が求められる。即ち一は死魔の壓制に用ひられ、一は悪邪の執着から屍體を防ぐ作用をなすものである。死者災する邪靈を利器の呪力によつて遮斷する考へは、彼の筑前三雲の例の如く鋒を上にした劍が甕棺の上に立てられてゐる事實が證明してゐるかの様に見へる。民俗學者は死者の恐怖によつて多くの葬送儀禮を説明し過ぎる傾向があるが爲に、死體を保護する目的を以て、かゝる行爲を解する類例に乏しい。こゝには Charles Hose によつて報告された、ボルネオ島に於ける土人の習俗に就いての一例を紹介するに止めやう。彼によれば死棺が部屋に横たへられてゐる間すゝり泣の他、凡ての物音は遠ざけられ子供や動物を遠く離して近づけず、Dayong と呼ばれる術師が屍體の廻りにつきまといふ邪氣 (Toh) を抑壓する爲に棺の上で刀を振り廻すといふ。

(註三)

甕棺副葬利器は青銅利器を根幹としその系統をひく鐵器をも多少伴つてゐるけれども、大多數のものが金石併用期の文化を表象する銅劍及び銅鋒である。而もそれ等は何れも鋒の狭く鋭利な利器としての特質を失はない舶載品である點が注意せられる。銅劍銅鋒は内地鑄造品にして、廣鋒の鈍重な利器としての性質を失つた儀仗的なものゝ一群が、我が青銅器文化の一面を代表してゐるのであるが、かゝる二



次の製品が甕棺から全く伴出しない事を識別して置く必要がある。

それ等の青銅利器は刺突の鋭利さに於て石器のみに慣れて來た我が民衆にとつてたしかに驚異に値したであらう。石器に於ては刺截の性能は充分に發揮する事が不可能で、打町の點で優れた性能が發揮される傾向がある。石斧はかゝる性能によつて普遍的な發達を見せてゐるが、石劍の如きは吾々は青銅利器の形を模した非常用的な傾向を見る以外に、我が原始社會石器文化に具現された石劍なるものを見ない。

右の意味に於て、甕棺の内外より發見される青銅利器は材料及び器形に於て新しい威力を古代社會に於て發揮したものと思はれる。従つて船載利器の持つ呪力も、この點に於て強化されたと解せられるであらう。

## 鏡

甕棺内より見出される鑑鏡は、凡て支那に於て製作された所謂漢鏡である。鏡は元來容姿を映す器具として考へ出された物であるが、漢土に於てすら、魔力の潜在する呪物として考へられてゐた事は、鏡背の文様や銘文或は之に關する説話を以ても物語られる所である。秦漢以來支那に於ても、副葬品の重要なものゝ一として指示されてゐる。その中には單に化粧用具として役立つた樂浪の例の如きもある(註四)

が、又之を死者の胸の上に置き所謂「護心鏡」の意味に使用した事も、古い時代に遡り得る所である。我が古史に見える麻布靚鏡、眞澄鏡等の記述が拂邪避魔の具として信仰された由緒を物語つてゐる。常陸風土記に、「石の鏡あり。昔魘魅あり萃り集ひて鏡を翫びみづから去」つたといふ説話等、鏡の邪魔

作用を強く感じつゝあつた人々によつて、自然に語り出されたものと解せられるのである。鑑鏡が屍體に副へて葬られる場合、その除魔の性質は利器と同じ作用に認められる。ことに死者の枕頭、胸上に置かれた場合に、かゝる意味に解するが最も妥當であらう。

然し甕棺葬に於ては、かゝる葬埋位置の判然たるものが無い。且つ甕棺に於ては通常三十度内外の傾斜を以て土中に埋められてゐる爲に、屍體の腐朽と共に、棺内の品々は甕底に落下する傾向にある爲め水平に近い甕に於てのみ原位置が知られるのである。こゝに鑑鏡が一の甕棺より多數發見されてゐる事例を想起する必要がある。筑前三雲の例では、間に一枚宛の璧が挟まれて大小三十五面の鏡があつたといふ事實は、單なる拂邪の具としてのみ解せられる事は出来ない。鏡は容姿を映す事によつて所有者の心靈と特殊の關係を持つものと考へられる。即ち特定の心靈を宿すものと考へられ、御靈代の語はその關係を表象するものである。此處に所有觀念と鑑鏡が密接な關連が求められ、生前の所有鏡面が、死後の世界に迄殉葬せられる一面の理由が考へられるであらう。

玉や劍はまだ甕棺の出現せざる以前から、材料は異つたにしても、夫々使用せられてゐた品々であつた。甕棺の時代に於て、青銅や硬玉や玻璃が材料として、又は製品として傳へられたに過ぎぬ。然し鑑鏡に至つては、漢鏡渡來以前には全く我が原始社會では見られぬ器物であつた。従前の容姿の映像物は、水石の如き自然物であつた。靜水は最も一般的な姿見であつたらうし、石は特種の狀態に於てのみ利用されるに過ぎなかつた。こゝに自銅鏡の出現は、我が古代人を驚異の眼を以て迎へた珍奇靈物であ



つたに相違ない。こゝに鏡に對する呪力觀念が發生し、實用的な容見としてより、宗教的な儀器としての性質が多分に附加されてゐる事を認めなければならぬ。

註一 漢代死者を葬るに背に壁を置いたといふが、關野貞氏の調査によつて樂浪古墳大同江面第九號墳より玉製の壁が発見された。

註二 筑後國三潯郡三潯村塚崎西畑の御廟塚の石棺は寛延二年一農夫によつて上蓋まで發掘され蓋上の銅劍二口を取出し、棺は開かずそのまゝ再び埋られた。銅劍一口は今太善寺村玉垂神社今一口は高三緒の弓頭神社に奉納されてゐる。筑後將士軍談、及び考古學雜誌第二十一卷第一號所載中山平次郎氏「塚崎西畑の御廟塚」参照。

註三 Charles Hose: *Natural Man*, p. 203.

註四 朝鮮古蹟研究会「樂浪玉光墓」

## (二) 舶載物としての殉器

以上三器について、その各々が多少異つた目的のために甕棺内に殉葬されてゐる事を見て來た。然し一面に又、それ等の器物が大陸方面からの舶載物である事を、各々の項で指摘して來た積りである。即ち三器の一般的性質は、それ等が在來の我が國內の製品でない點に、特殊の色彩が認められなければならぬ。その一部は單に材料を外國に仰いだ事があるにしても、かゝる舶載品が貴重視される所より、三器共呪的な意味が夫々強化されてゐる事を見逃してはならぬだらう。

往時一般に支那方面より將來された文物に對して、三器が如何なる位置を占めるかを一應検討して置かねばならぬ。但し、甕棺葬法の行はれた漢代に、如何なる品々が我が國にもたらされたか、不幸にして文獻は當時の輸入品に關して何も語り残してゐない故遺物によつて攷ふる外はない。それも甕棺副葬

遺物の外に、主要な物が残されてゐない。故に、少しく降つて三國時代、魏志の倭人傳によつて、暫くその一端を覗ふ事にしやう。景初二年魏に入つた我が女王の使者の歸國に際して、我より送つた生口班布に對し、絳地文龍綿五匹、絳地縹粟劔十張、繡帛五十匹、紺青五十匹を返禮として遣し、特に使者に紺地句文錦三匹、細班華劔五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠、鉛丹各五十斤を賜ふといふ。又正始元年に、魏國は帶方太守等を我に遣し、賜物に金帛、錦、劔、刀、鏡を齎らした由を記載してゐる。錦、劔、絹等は布であり、金、鉛、丹、眞珠等は各種製品の原料となるものである。製品として傳來されたものには、鏡と刀が擧げられてゐる。眞珠は佩玉の材料となつたかも知れぬ。それ等が、或程度我が方の嗜好に應じて供給されたらしい事は景初二年我が使者の歸國の際の詔に、「汝の好物を賜ふ」といふ句がある事を以ても察する事が出來やう。當時支那傳來の錦繡の衣布類が、我が國人の衣服として身邊を飾つたか明でないが、文獻に残らねば實物も亦現存する性質のものではない。布を除いた刀鏡の類は、壘棺の殉器として見出されるものと一致する。

轉じて我が國の記録を見れば、それが如何なる程度迄歴史事實であるか問題であるにせよ、舶載品に對する我が國民の態度が表明される點で、重要視されてよいものであらう。

日本書紀垂仁天皇三年の條に、新羅王子天日槍來歸せし時持ち來つたものは、羽太玉一個、足立玉一個、鶺鴒々赤石玉一個、出石小刀一口、石銚一枝、甘鏡一面、熊離一具合せて七種とあり、その七種の品目に至つては、異書に多少の相異が並び記されてゐる。然しそれは七種ナクサなる數多き意味の語を、



限定された七の數字に捉はれて列記した爲に、多少の相違を來したと思はれる。然しその場合にも玉、劍、鏡の三種が擧げられてゐる事に注意せねばならぬ。

古事記によれば、百濟國主照古王は、我が國に大刀と大鏡を貢した事が特記されてゐる。書紀では、百濟の朝貢を記し神功皇后五十二年の條に、七枝刀一口、七子鏡一面を種々の重寶と獻すといふ。

右は何れも、三器が韓より傳來した寶器である事を物語つてゐる。海外傳來の珍妙な物品は宗教的なものに觀念せられる傾向があり、七枝刀七子鏡等は儀器たる性質を帯びる分枝刀、鈴鏡を意味するものである。石上神宮の神寶には七枝の刀が存する。又日鉾の將來したものも、但馬國に收めて神物となすことあり、渡來物が多分に宗教的な性格を以て迎へられた實情を反映するものと解釋する事が出來やう。

原始人に於て、新寄のものが一種の魔力を伴ふ神秘なものに觀念せられる事例は頗る多い。從來經驗しなかつた武器や其他の器具に接した時未開人の驚きは次の如き卑近の例を以ても了し得る。ボルネオ島のダヤク族が、最初白人に接し銃を以て動物を射殺するのを靚た時、彼等土人は彈丸の驚嘆すべき性能は、全く白人がその銃器に與へた魔力によつて結果されるものと考へてゐた。(註一)

逃げて、その魔力にねらはれた以上何處かで必ず死ななければならぬと考へてゐた。未開人はかゝる魔力に信賴する感が強い爲に、如何に白人の武器が精巧であるにせよ、彼等自身の幼稚な武器に更に大きな魔力が作用してゐると觀念する場合には、優秀な武器は彼等の在來のものである。かゝる故にエスキモーは、白人の金屬器に接し乍ら、猶かつ彼等の石器を棄てずに使用を續けて來た。(註二) 一般に未開民族

にとつては、新規のものに對する嫌惡の情は強く作用し、之を實用に供する迄には相當時間の經過を要する。

我が原始民族も、漢土傳來の青銅利器や鏡に最初接し直ちに之を彼地に於けると同様な實用に供したか疑問である。外來物ははかり知らぬ力の作用によつて神秘の眼を以て眺められ、一方ではそれ等を怖れ避ける傾向を持つたのではなからうか。かゝる觀念は、新しい武器をしてより効果あらしめる結果を來すのであるが。壘棺時代に於ても鏡利器の如き新しい器物が一般に普及せずして、一部に止る理由も、其處に一の根據を見出す事が出来るであらう。

然し猶かゝる外國製品が未だ一部特權者に止るにせよ、歡迎せられた事は、外來文化の攝受能力の存在を考へさせられる。此處に外物吸收を回避せぬ先天的な國民性を根底として解する事も出来やう。又問題を少しく限定すれば、壘棺葬法を採つた原始人の文化を表象する彌生式土器——壘棺自身もこの土器である——を基礎として考へてよからう。この我が先史土器の系統は、青銅利器鏡等とは同一方向より傳播された技術によつて、發達したものであり、これ等の文化的な基礎を根底として外物攝受の可能性を考へる事が出来る。ことに壘棺の如きは大形の容器が必要であり、土器製作技術の相當進歩して始めて可能である故、我が國文物の吸收能力が充分培養されてゐた事が認められるであらう。

註一 O. D. Bocari : Wanderings in Forest of Borneo p. 297.

註二 Lévy-Bruhl : Primitiv Mentality.



(ホ) 結 説

以上葬棺殉器の有する意味を考へて來たが論が多少多岐に亘り過ぎたきらひがある爲、茲に再びそれ等を取まとめ総合的な立場から考へて見やう。

生前の所有品に對する愛着を斷ち切れず死者が再歸する事を怖れる爲、或は其他の理由によつて死者の所有財や關係物が破棄され焼却され副葬される事は、原始民族の通有性の如く見受けられる。住家自體も死者が生ずると焼拂はれ、甚だしきに至れば一聚落が一時に廢墟と化し住民は新しい土地に移住するといふ例さへ報告されてゐる。我が國に於けるかゝる風習は死の穢と關連してかなり廣く行はれたと見える。

葬棺の副葬品が全部この穢の思想に出發するものと斷言する事は出來ない。其處には前述の如く色々な意味に解する事が可能であり一義的に論斷する事が困難のやうである。凡そ副葬の意義には既述の所より次の如き性質が合せ考へられるであらう。

- 一、死者の身邊を飾る
- 二、死靈の再歸浮遊を防ぐ
- 三、死屍に邪鬼が襲ふ事を防ぐ
- 四、死者の財は死によつて所有權消滅せず

このうち前三項は既に試みた説明を以て充分と思ふが、最後の財の所有については多少補説の必要が

あらうと思ふ。即ち死者に伴つて葬られるものが生前の財産である事は壘棺葬の場合にも考へ得られるが、その所有財の凡てが副葬されるので無く、限られた種類のものである點に注意せねばならぬ。

これ等の至寶的な財と貴重でない財との區別は、古代人と現代人との間にはかなり相異した相異が認められる。今日の如き經濟的な使用價值によるよりも、原始社會に於ては宗教的に權威あるものがより多く貴ばれてゐる。

未開族にあつては今日の如く富者と貧者の生活様式の差は著しくない。富者も貧者も共に働き同様の食事の快樂に満足してゐる。彼等の蓄財は經濟價值に依存せずして全く社會的儀禮的な意味から規定される。アフリカの遊牧民の間ではその家蓄の數を只管増加させるを以て富者のシンボルとしてゐる。そ

(註一)

れが家族の食に餘りあるにかゝはらず、それを他のものに代へやうとはしない。彼の社會的權威は家蓄の數に應じて増大する。かゝる努力は吾々の經濟的な眼から見れば精力の浪費である。然し彼等の立場

(註二)

は吾々現代人とは全く異なる。同様な例は太平洋岸のアメリカインディアンにも見る事が出来る。西海

岸の酋長は他の一般民衆と同様な生活様式をなし酋長の家は貧者のそれより大きいとして大きなものではない。而も彼等の聚集誇示するものは青銅の楯、毛布等である。それ等は何等實用的な經濟價值を持つものではなく Portrath と呼ばれる宗教的な行事に使用せられる器物であつて彼等は全力を注いでその蒐集に狂奔する。吾々が壘棺の構造とその副葬品とを對照して考へる時右の如き原始状態が我が古代にも存したのでないかと想像される。多くの副葬品を包藏する壘棺も何等の遺物も無い壘棺も棺の構造から見



れば何の差異も無い。等しく簡単な素焼土器の容器に収めたに過ぎない。墳墓構造の同一性は或程度生活様式の劃一性を暗示するものであらう。而して副葬品は前に擧げた如く儀器呪物としての性質を多分に持つ三器であつた。それが外來物であるといふ點に於て一層崇拜物の對象となり得る可能性が濃厚に示されてゐる。既に述べた如く三器が神人を迎へる儀器に使用せられる動機も同様な所に存するものと考へられる。

以上約言すれば甕棺内の殉器が何れも支那舶載品である點に根本的な特徴を持つものであり、従つてそれ等の持つ財としての貴重性が附與せられ、且又外來物たる理由を以て宗教的な呪力も加はり、死靈との關係に於てそれ等の呪力が利用せられる現象も其處に認めることが出来る。

註一 W. I. Thomas : Primitive Behavior p. 357.

Alexander Goldenweiser : Anthropology. p. 153

註二 同書 153.